

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	森林施業計画認定事務			事業コード	0669
所属コード	142000	課等名	林政課	係名	林政係
課長名	高橋 山雄	担当者名	林崎 衛	内線番号	6053
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある産業の振興	コード	1
	基本事業	生活基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 1 目 総務事務 (01-01)			
特記事項				
事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	年度	
根拠法令等	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づき、申請のあった森林施業計画を審査し認定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

森林法の規定による。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

木材の価格の低迷により、森林経営の意欲を失った森林所有者に対し、計画的な森林施業を実施することにより税制面での優遇措置が図られるとともに関連補助等の活用が可能になる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

民有林

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 見込み
A 民有林(盛岡・都南地域)	ha	27,807	27,807	27,807	27,807	27,807

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

森林所有者が作成した森林施業に関する計画を審査し、認定する。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 施業計画認定面積(盛岡・都南地域)	ha	8,905	9,097	9,100	9,154	9,200

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

計画期間5年の森林施業計画を団地毎に樹立させ、森林の所有者等が立木を育て収穫するために必要な植栽・保育・間伐・伐採等の森林施業が計画的に行われるようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 施業が行われた民有林の面積 (盛岡・都南地域)	■上げる □下げる □維持	ha	580	405	400	325	400

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	160	160	160	160
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	640	640	640	640
計	トータルコスト A+B	千円	640	640	640	640
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

計画を立てることにより森林の適正な管理が行われ生産性の向上が図られるため、政策の体系と結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり、妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

森林法に基づくものであり、廃止・休止の際はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

森林所有者東夷働きかけることにより、計画が立てられていない森林についても計画が立てられる可能性があるため、成果の向上の余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

森林法に基づくものであり、適正化されているので、公平・公正である。

(4) 効率性評価

人件費以外の事業費がないため、削除余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

森林組合を通じて森林所有者での働きかけを行い、未計画森林の計画策定を推進する。平成24年度より森林経営計画に移行する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

いわての環境の森整備事業（県民税事業）の対象地との重複により、当初想定していた施業に影響が出る可能性がある。施業計画が立てられている又は森林所有者の計画継続の意思が確認されている森林については、当該県民税事業との調整を図る必要がある。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

・国から、森林施業計画の効力を停止された場合は、名称を変更する必要がある。（森林経営計画認定事務）

・今後、新規は経営計画に変更する予定であるが、内容が変わるため、複数の職員の研修が必要である。